

令和3年第3回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和3年9月7日

本日の会議 令和3年9月9日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

| | | |
|-----------|------------|-------------|
| 1番 八木亮三議員 | 2番 松林敏議員 | 3番 西田健議員 |
| 4番 浦川圭一議員 | 5番 中村美穂議員 | 7番 内村博法議員 |
| 8番 安藤克彦議員 | 9番 金子恵議員 | 10番 岩永政則議員 |
| 11番 堤理志議員 | 12番 河野龍二議員 | 13番 吉岡清彦議員 |
| 14番 竹中悟議員 | 15番 西岡克之議員 | 16番 山口憲一郎議員 |

欠席議員

6番 安部都議員

職務のため出席した者

| | | | |
|---------|--------|-------|-------|
| 議会事務局 長 | 富永正彦君 | 議事課 長 | 青田浩二君 |
| 係 長 | 江口美和子君 | 主 査 | 山田 傑君 |

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|--------|-----------|--------|
| 町 長 | 吉田慎一君 | 副 町 長 | 鈴木典秀君 |
| 教 育 長 | 勝本真二君 | 総 務 部 長 | 日名子達也君 |
| 企画財政部長 | 森川寛子君 | 建設産業部長 | 山口新吾君 |
| 住民福祉部長 | 栗山浩二君 | 健康保険部長 | 志田純子君 |
| 水道局長 | 田中一之君 | 会計管理者 | 宮崎伸之君 |
| 教育次長 | 山本昭彦君 | 教育委員会理事 | 田中 真君 |
| 総務課 長 | 村田ゆかり君 | 秘書広報課長 | 中村元則君 |
| 契約管財課長 | 和田 弘君 | 地域安全課長 | 荒木秀一君 |
| 政策企画課長 | 荒木 隆君 | 財 政 課 長 | 木須紀彦君 |
| 税 務 課 長 | 村田佳美君 | 収納推進課長 | 小川貴弘君 |
| 土木管理課長 | 山崎 昇君 | 都市計画課長 | 山崎禎三君 |
| 産業振興課長 | 川内佳代子君 | 福 祉 課 長 | 山口聡一朗君 |
| こども政策課長 | 宮司裕子君 | 住民環境課長 | 中尾盛雄君 |
| 健康保険課長 | 藤崎隆行君 | 介護保険課長 | 細田愛二君 |
| 上下水道課長 | 渡部守史君 | 教育総務課長 | 森本陽子君 |
| 生涯学習課長 | 北野靖之君 | 農業委員会事務局長 | 福本美也子君 |

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時20分

令和3年第3回長与町議会定例会
議事日程（第3号）

令和3年9月9日（木）
午前9時30分 開議

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 備考 |
|----|------|---|------------|
| 1 | — | 一般質問 | — |
| 2 | 42 | 令和3年度長与町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて | — |
| 3 | 43 | 令和3年度長与町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて | — |
| 4 | 44 | 令和3年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて | — |
| 5 | 45 | 押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 | ※総務 |
| 6 | 46 | 長与町開発行為に関する条例 | ※産業 |
| 7 | 47 | 令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号） | ※総務 ※産業 |
| 8 | 48 | 令和3年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号） | ※総務 |
| 9 | 49 | 令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） | ※総務 |
| 10 | 50 | 令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | ※総務 |
| 11 | 51 | 令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号） | ※総務 |
| 12 | 52 | 令和3年度長与町水道事業会計補正予算（第1号） | ※産業 |
| 13 | 53 | 令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号） | ※産業 |
| 14 | 54 | 令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について | ※総務 ※産業 |
| 15 | 55 | 令和2年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について | ※総務 |
| 16 | 56 | 令和2年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | ※総務 |
| 17 | 57 | 令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | ※総務 |
| 18 | 58 | 令和2年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | ※総務 |
| 19 | 59 | 令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について | ※産業 |
| 20 | 60 | 令和2年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について | ※産業 |

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 備考 |
|-----|------|--|-----|
| 2 1 | 6 1 | 令和2年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について | ※産業 |
| 2 2 | 6 2 | 町道路線の認定について | ※産業 |
| 2 3 | 6 3 | 長与町教育委員会委員の任命について | — |
| 2 4 | 6 4 | 人権擁護委員の推薦について | — |
| 2 5 | 請願 1 | 我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願 | — |

※付託予定の委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。

質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。

なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます

通告順9、堤理志議員の①植栽整備、景観の向上についての質問を許します。

11番、堤理志議員。

○11番（堤理志議員）

皆さんおはようございます。私は植栽整備、景観の向上について質問をいたします。

本町は住宅の町として整然とした町並みであると評価する声を拝聴しています。しかし、所により公共が管理する植栽、樹木の枝葉が生い茂り、景観を損ねている状況を目にします。かと言って枝葉を強く剪定すると、次の剪定までの期間を長くとることができるものの、これもまた樹形を崩し景観を損ねますので適切な管理が必要です。適切な剪定がされず枝が混み合ったままにすると、美観を損ねるだけでなく、樹木の中心部に枯れ枝、枯れ葉が堆積し、湿気が抜けず病害虫の温床となります。適切な剪定により樹木の内部にまで日光を当てることによって、健康に生育することができるとされております。議会の視察で他の市や町を訪問した際、街路樹や公共施設の植栽がよく手入れをされている状況を目にすると、美観に対する自治体の姿勢を感じ、良い印象を持ちます。本町の魅力度をさらに高めるため、植栽、樹木の整備、美観の向上に努めることを願い、以下を質問いたします。（1）長与川沿いの歩道に設置しているプランターに植栽がされていない状況ですが、何か理由があるのでしょうか。特に三彩橋は雑草が繁茂している様が見受けられます。時津町方面からの町の玄関口という意味でも、美観を向上させる工夫が必要ではないでしょうか。（2）街路樹としてナンキンハゼやイチョウなどが植樹されていますが、胴吹きや、ひこばえが伸長したままの状態になっているものが目につきます。その樹木本来の樹形を維持し景観を向上させることと、歩行者の安全を考慮する観点からもこれらの点検と対処をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（3）岡岬町営住宅の植栽、ツゲやツツジなどが植栽されておりますけれども、長期間、剪定、整備がなされていないように見受けられ、荒れています。早期に対処する考えはないか伺います。（4）本年6月、長崎市の緑地でチャドクガの幼虫が大量発生し、新聞記事にもなりました。チャドクガは主にツバキやサザンカの葉に発生し、毒針毛に触れると強い皮膚炎を引き起します。本町が管理する植栽にこれらの樹種があるのかどうかをお尋ねいたします。（5）植樹の特性や花の時期などを考慮した植栽管理の具体的な計画を策定しているのでしょうか。ないようであれば、こうした計画を策定すべきだと思いますが、町の見解をお伺いいたします。以上、よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今日最初の質問者であります堤議員の質問にお答えをさせていただきます。植栽整備、景観の向上というお尋ねでございます。1点目から3点目につきましては、関連がございますので合わせて回答させていただきます。町道の環境美化につきましては、町民一斉清掃、あるいは自治会活動によって、道路を含めた公共用地の除草、清掃を住民の皆さんに御協力をいただきながらやっているわけでございます。また、町道の日常的な維持管理につきましても、地元住民の御協力によって成り立っている部分もございまして、大変感謝をしているところでございます。今年はコロナウイルスということで、昨年に引き続き町民一斉清掃がなかったことから、例年よりも雑草が繁茂しておる状況で、町道の除草作業に遅れが生じているところでございます。町民の皆様には大変御迷惑をお掛けしておりますけれども、今後は適切な時期に除草ができるよう努力してまいりたいと考えております。プランターの植栽でございます。維持管理の軽減の考えから、一年草を多年草へ切り替えております。場所によりましては、多年草が根付いていないプランターが見受けられますので、再度、多年草の植樹の時期などを研究し対策を講じてまいりたいと考えております。御指摘の三彩橋の雑草につきましては、早急に対処していきたいと考えております。街路樹につきましては、ナンキンハゼは8月末から9月頃、イチョウは10月頃に毎年剪定を予定しております。胴吹き、ひこばえにつきましても、街路樹の剪定に合わせて対処している状況でございます。岡岬町営住宅の植栽につきましては10月に剪定する予定です。今後も各種植栽の管理につきましても、計画的な剪定、除草に取り組んでまいります。4点目のチャドクガの幼虫、毛虫についてのお尋ねでございます。チャドクガが住みやすいツバキやサザンカは、本町が管理する街路や施設にも植栽されております。チャドクガの幼虫が確認された場合には、早急に駆除をして適切に対応している状況でございます。5点目、植栽管理の具体的な計画策定についてという御質問でございます。街路樹におきましては、ナンキンハゼなどの広葉樹やツツジなどの低木につきましては、毎年、計画的に剪定をしているものから、クロガネモチなどの常緑樹につきましても、生育の状況によって剪定をしているものがございます。植栽の管理につきましては、毎年の業務であることから、今後も状況に応じた適正な管理に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

まず1点目のプランターについてですけれども、9月1日だったと思うんですが、たまたま三彩橋を通り掛かりますと、早速、清掃作業に掛かって雑草はほぼ除去されておりますし、あとはプランターを何か植えるのかどうか、かなりスピード感を持って対応されていることについて、非常に敬意を表したいと思えます。この三彩橋もそうですし、長与川沿いのプランターもそうですけれども、今現在あまり育っていないということで、

今の町長の御説明ですと、同僚議員からも以前、宿根草、多年草をしたらどうかというような提案もあって、恐らく切り替えをされているんじゃないかと思うんですが、そこで多年草を私もちょっと調べてみると多種多様あって、秋冬に花をつけるものから春つけるもの、それから年を通してちよくちよく花をつけるものとか、いろいろあるみたいなんです、今、研究しているものはどういうものなのか。そもそも夏はもう咲かないという前提だったら私の取り越し苦労かもしれないので。元々夏はあまり期待してない、咲かないものなのかどうか、この辺りをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今現在、プランターにはガザニアを植栽しております。花なんです、今の時期に咲いているようなものになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

特に今年は、日照りがずっと続いたかと思うと2週間ほど雨が続きたりということで、私が聞いた範囲でも、いろんな植物が根腐れを起こしたり、日照不足でいろんなダメージがあるということもありますので、今後も研究をされていくということですので是非そういった方向で、最初からうまくいかないかもしれませんが、土質を変えてみたりとか、肥料とか、水のやる頻度だとか、そういういろんな工夫が必要じゃないかなと思っております。これはちょっと余談的な質問になるんですけども、長与川沿いのプランターは、私が気づいたら何かいつの間にか設置されてあったというふうな印象を持つんですが、これは比較的新しいものみたいですが、いつぐらいに設置されたものなのか、その辺りの経緯とか、いつぐらいの時期かをちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

プランターの設置時期につきまして明確なものはないんですが、2003年の長崎ゆめ総体、インターハイがあった時期の前後に設置されたものと思われます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私が気づかないだけで結構前からあったということですね、分かりました。それからこのプランターを先日、三彩橋の所を清掃されてるのでちょっと見せてもらったんですが、これは一般的なプランターなのか、オーバーフローパイプみたいなのが上がってますよね。だから何か特殊な構造のものなのか。分かれば結構ですが、普通のプランタ

一とちょっと違うのかなという気もするんですがいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

プランターの構造については、どのような構造なのか分からない状況です。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

おはようございます。白のちょっと重たいプランターで、フロートのものが上にあると思いますが、あの中に水が何リットルか入るタンクが下にあります。ですから、水を頻度よく入れなくても水が十分確保できるプランターで、水をやる頻度が少ないシステムになっているプランターということで御理解いただければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

分かりました。実は私も再質問を準備する中でプランターのことをいろいろ見ていると、底面給水のプランターということで、今おっしゃったような原理で、上から通常のように水を散水するんじゃなくて、あらかじめ下部に水を蓄えるタンクがあって不織布か何か、布をそこから仕込ませていて、要するに毛細管現象みたいな形で水を土とか、根の方に吸い上げさせてやるというような、恐らくそういうもの、今の説明ですとそういうものみたいなんですけど、通常のプランターと比べると比較的給水する頻度というのは大幅に減るんだろうとは思いますが、ただ、ちょっと気になるのは、今、職員も非常に忙しいし、職員がじきじきに、課長が回って水をやるというようなことはされないと思うので、この頻度、特に夏場というのは、そういったシステムであっても土からもどんどん水分を蒸散するし、特にプランターは水をやるのが非常に大変だっていうふうに聞いていますが、町のどこかに委託されているとは思いますが、十分な給水のシステムができているのか、もし水切れで枯れているって、なかなかうまくいかないということもないのかなという気もするんですが、そういった心配はないんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

ガザニアという品種自体が水をあまりやらなくても育つというのがありまして、根付いてないプランターも確かにあるんですが、根付いているプランターも同様に水をやってない状況で育っておりますので、逆に根腐れをしたような感じで枯れた可能性もありますので、水をやる頻度を増やしたから根付くというものではないと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

分かりました。プランターがたくさんあって、一定の頻度で水をやらないといけないということがあるものですから、「これは大変やなあ」というのを率直に思っております。それでちょっと考えたのが、例えばさっき申し上げました三彩橋等については、もうこれは町の玄関口なので、やはりお迎えするという意味でも植栽をされて、長与川沿いの沿線の部分が果たして要るのかなと。例えば、それを本町の公共施設に分散的に配置しとけば、館の方でもう一元的な管理ができるなあという気もするんですよ。元々長与川沿いには桜やナンキンハゼの並木があって、ツツジも植わって、ということで植栽があるので、そういう効率化って言ったらなんなんですが、役場も手入れしやすいし、館に来られる方も「ああ、きれいに咲いているね」というような、楽しめるという点で、ちょっとそういう発想の転換で若干そういうことも検討したらいかがかなという気もするんですが、その辺りはお考え、何かありますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

大変ありがたい提案ありがとうございます。そこまで考えたことが今までなかったものですから、今後、道路の管理も含め、プランターをそこに配置するべきかどうかを検討していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今後検討されるということで理解をいたしました。プランターは以上で終わらして、街路樹の方に話を移したいと思っておりますけれども、いろいろ植栽について調べてみますと、一般家庭でも夏場に木が生い茂って、植木屋に「ちょっともううっとうしいから切ってくれ」というような依頼が結構あるそうなんですが、園芸の方々のプロの方から見れば、本音としては夏場っていうのは木が茂って、そして自ら光合成して、自らの成長を促すためにやっていることなので、できれば切らないで欲しい。ただ、仕事の関係もあるということで、渋々やっているというのが実際のところだとお伺いしております。夏場にこういった枝葉が茂るといのはもう自然の摂理で、これをやみくもにカットしてしまうというのは、いささか乱暴だと私も考えているところです。しかしながら特に定林橋から三彩橋にかけてのナンキンハゼを見ますと、上部の茂っている部分は全然私も気にならないんですが、人が歩く高さの所に生い茂っているのが、ちょっとどうなのかなと思います。例えばこれも業者に委託になるかもしれませんが、一定基準を作って、例えば地上高さ、GLですね。GLから2メートルの範囲に生えている胴吹きとか、ひこばえについてはもう除去する。これ景観もなんですけれども、結構枝が垂直に生えて

いたりとかする場合に、もしかしたら子どもたちがふざけ合っていて遊んでいるときにけがするんじゃないかなという気もするんですね。ナンキンハゼは知らないけども、うちの近所のイチョウで、ちょうど子どもぐらいの高さの所に枝が出ていたのがあって、これは危ないかと1回犬の散歩のときに気づいて、戻ってちょっとポキッとそれを折ったんですけども、そういうこともあって、何か町で高さ2メートル以内の部分については安全対策をするというような、何かマニュアル的なものを作った方が良いんじゃないかと思うんです。景観上も安全上も。この点いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

胴吹きなど確かに歩道や車道に出ている部分なども見受けられます。実際、私たちの今計画している作業の中では、夏季剪定を8月末から9月にかけて行う時期に合わせて芽を摘む、胴吹きを排除するというようなやり方を行ってございまして、今年度はちょっと雨が多くて。道路の作業班がなかなかパトロールもできなかったこともありまして、今年度は特にひどかったのかなとは思っております。計画を作るところまではちょっといきませんが、目についた場合には対処をどうにかしていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

次に、同じ街路樹でイチョウの分に入りますけれども、長与ニュータウンのイチョウが度々問題化と言いますか、御存じだと思いますけれども、長年この長与ニュータウンのイチョウの落ち葉というか、樹形もそうなんですけれども、これを町としてどうすべきかという何か考えがございかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

イチョウの木につきましては、町内の街路、ほかにも道の尾やまなび野などにアメリカフウという広葉樹があります。この広葉樹と剪定の時期を合わせて作業を行っております。樹形を整えるためにも剪定は必ず必要と私たちも考えておりますので、ニュータウンのイチョウにつきましても10月から11月ぐらいで剪定をする予定でおります。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

長与ニュータウンについては、もう御承知だと思いますけれども11月から12月にかけて、かなり長期にわたって落葉します。これも木のそれぞれの個性があるみたいで、早いものは11月ぐらいから落葉して、遅いものは12月、かなり遅い時期までという

こと。それから葉の量がかなり多いということと、あとニュータウンも築何年にもなりますので、沿線の住民の方の高齢化も進んできて「若いときは、さほど苦にならなかったけども、もう毎日、毎日この葉の清掃で大変だ」という意見が出ました。そういうことを受けて私も以前一般質問で「このイチョウを透かし剪定というやり方をしたらどうか」という質問をしまして、「是非、そういうふうなものを取り入れてみたい」という答弁があったんですよね。分かりやすく言いますと、イチョウの主軸から枝が斜め45度ほど出ますけれども、それをよく見てみますと内側の方に、主軸の方に向かって伸びている枝とか、交差した枝とか、あるいは立ち枝とか、こういう本来の樹形にそぐわない枝がありますので、こういったものを刈るだけでも、かなり樹形も整うし、また葉数も減らすことができる非常に両得な剪定方法で、これは園芸、植木の方も頻繁にされている手法だと思いますので、是非こういったものを今後も取り入れて行って欲しいと思うんですけれども、再度確認ですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

提案ありがとうございます。私の方で把握をしてないだけかもしれないんですが、透かし剪定という技法を業者の方に、それでできるのかどうかを伝えながら、今後剪定を加えていくことを考えていきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

了解いたしました。それでは今度、岡の町営住宅についてですけれども、現在の岡岬町営住宅の敷地の植樹、私ちょっとあんまりかなというふうな印象を持ったんですが、町として現状どうお考えか、端的な質問ですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

議員御指摘のとおり、岡岬の植栽に関しましては、あまり行き届いてない部分もございます。昨年の台風で瓦が飛びまして、その中で足場を組んだりとか、なかなか剪定作業も難しいところがあったものもありますので、今年になって工事自体も終わり、今後10月に剪定をするような計画で考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

10月には剪定する計画だったということで理解をいたします。ただ、ちょっと現状の話になりますけれども、私もちょっと法律的なものを読ましてもらったんですが、公

営住宅法ってありますよね。この第1条に、健康で文化的な生活をしてもらうためのものなんだというのが謳われております。それから長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の3条の中でも「町営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする」と。美観は大事で、これは町の責任なんですよということが謳われております。ですから、確かに私もいろんなことで、瓦が飛んだりとかで、予算がかなり厳しかったのかなという思いはするんですが、やはり、こういった条例を守るための予算確保というのは積極的に、財政当局ともされているとは思いますが、やっぱりこういうのに則って、住民が「ちょっと自分がひどい所に住んでいるな」というふうな思いをさせないような対応を今後お願いしたいと思いますが、予算確保も含めてお考え、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

適正な管理というのは必ずしなければならないと思っております。予算につきましても例年剪定ができるような予算を確保しておるところでございますので、順次、適切な時期に剪定ができるように体制を整えてやっていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

了解いたしました。次にチャドクガの問題ですが、答弁の中で本町にもそういった箇所があるという話で、発見次第対応しているということですが、主にどういった所がツバキ、サザンカ類があるのか。お知らせをいただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

ツバキやサザンカにつきましては、街路で1か所、道路で1か所、管理している公園で40公園にあります。あと役場を含めて17施設に植栽がされております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私も全く知らなかったんですが、かなりあるということで。ちなみに発見し次第ということですが、担当課はいつも忙しくられるので、パトロールとかできるのかなあと、住民の方からの連絡等があっただけで対応されてるのか、それとも一定のパトロール体制をとられているのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

チャドクガに関しましては、どうしてもパトロールでは目が行き届かない状況です。住民の情報によるもので対応をしている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

分かりました。これは予算の問題とか、いろんな検討をしなければならない問題もあるかと思うんですが、例えば、このチャドクガが発生するのが大体、春と秋ですよ。そろそろ秋の発生かなと。私は朝から今日、自分の家のサザンカに消毒スプレーを振ってきたんですけども、専門家に相談してそういったものがもしあれば、幼虫を付けさせない、卵を除去するような消毒等があれば、事前に主な所をしとけば、今度子どもたちが遊ぶときに刺されたとかいうことはないんじゃないかと思うんです。もちろん予算の問題とか、いろいろクリアしないといけないことはあると思うんですが予防策を先に、先手を打つということとはできないものなのか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

ツバキやサザンカが主に付くものと考えております。ただ、桜の木にいたりとか、ほかの木も考えられますので、全てに、先に消毒をするということはなかなか難しいのかなと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

チャドクガは桜にも付くんですかね。いろんな毛虫がいますよね。いろんな毛虫はいるけども、人間に特にひどい痛み、痒みを与えるのがチャドクガで、私が知ってる範囲では主にお茶の木の仲間なんですよね。茶の木、ツバキ、特にサザンカなんですけど、この葉の裏に卵を産みつけまして、そこに大量の毛虫が湧きます。そして直接触れなくても、風に乗ってふわふわした目に見えないような細かい毛が飛んで付着して、それだけでちょっと掻きむしると1週間、2週間、非常に激しい痒みで、もう皮膚科で薬を貰わないと耐えられないぐらいのものなんですけれども、私も何度も経験していますけれども。ですので、全ての木に消毒をと、そんな無謀なことは私も言いませんが、ある程度まとまって植わっている所、特に子どもの出入りがあるような所は予防的にするというのは可能じゃないかなという気がするんですが。急に言われて「やります」とは言えないかもしれないんで、是非、先手を打つということも検討されたらいかがか。というのが、つい先日長崎市で「何で対応せんとか」というような意見も出ていると思うので近隣町としても考えておく必要があるかと思うんですが、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

御提案ありがとうございます。確かに植栽の数も多いのでなかなか手が回らない所も
ございますが、先程議員が御提案のとおり、まとまった所であったりとか、主要な箇所
につきましての予防策、近隣市町村とかどういったことをやっているか調査研究しなが
ら、今後どういった対応をするか研究をしまいたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

了解いたしました。そして植栽の管理計画を作ったらどうですかという提案をさせて
もらって、今、本町でも一定毎年のことなので、そういうサイクルでやっているという
答弁でありました。第10次総合計画の基本目標6に「美しい街並みを大切に守り育て
るまちづくりを進めます」という文言があるので、やはりこれに基づいて、これを具体
的にどうするのかという形の植栽、美観計画みたいなものでしょうか。担当課だけじゃ
なくて、例えば植栽については教育委員会もたくさんお持ちですので、全庁的な形で作
ってはいかがかなというのが私の提案であります。そして、人事異動等があってもそう
いうマニュアルがあれば、誰が見てもこの時期はこれをするというのが一目瞭然という
ものを作っておけばいかがかなと。「ある」ということでありますけれども、剪定する
時期について、例えばナンキンハゼは8月、9月、イチョウは10月というような話が
あったわけですが、町の都合もいろいろあるかとは思いますが、私がいろい
ろ調べた中で注意しないといけないな、慎重に検討しないといけないなと思ったのが、
その花の時期、木の生長の時期を考慮した剪定の計画。例えばツツジですけれども、本
町には沿線にかなりツツジが植わっていて4月、5月は大変見事なツツジの状況なんで
すけれども。ツツジの種類にもよりますよね、平戸ツツジと言ってちょっと大きな花が
4月頃咲いて、ちょっと小ぶりのサツキは5月頃咲くんですが、このツツジは花が終わ
って7月ぐらいから、今度来年に咲く花芽をもうすぐつけるらしいんですよ。ですから
秋口とかに刈り込み剪定、見た目をきれいにする剪定をすると来年の花芽まで飛ばして
翌年の花が極端に少なくなってしまうので、一般的には大体ツツジが6月から7月ぐら
いに一斉に剪定をすれば、来年もきれいな花が咲くというサイクルがあるので、やはり
そういったものを考慮に入れた剪定計画が必要じゃないかということが1点、それから、
イチョウにしろ、ナンキンハゼにしろ、大きく茂る原因の一つは、私はあまりにも暖か
い時期に剪定するのが原因かなと思っております、暖かい時期に剪定すると木が自分
の生命の危機を感じて、急いで枝葉を出して光合成をして自分を守ろうとしますよね。
ですから、これも専門家の方といろいろ聞いて判断してもらった方が良いと思うんです
けれども。例えば、落葉したあとの12月とか、1月、2月の眠ってる休眠期っていう

のがあるらしいんですけど、こういう時期に剪定をすると、まず枝の状況ははっきり分かるので、剪定する人も素早く、効率よく剪定ができるということと、あと暖かい時期の剪定よりも枝葉を減らすことができるんじゃないかと。そして樹形も整うし、掃除も非常に楽になるんじゃないかと。私、専門家じゃないので是非その辺は専門家の意見を聞くということと、あと近隣住民にこういうのでどうだろうかというような、例えば長与ニュータウンなんか「勝手に切って」というようなクレームもあろうかと思うので、そういったものも住民の意見等も聞きながら、そういう花、それから木のそういう特性を考慮した剪定計画というのが必要じゃないかというのが私の質問の趣旨なんですが、この辺りはいかがでしょうか。そういうふうにされてるかどうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

まず、ツツジに関しましては街路の剪定が大体5月ぐらいから始まり、もう今の時期には終わっているような状況ですので、ツツジなど低木の剪定につきましては問題ないと思っております。街路樹のナンキンハゼにつきましては8月から9月に夏季剪定を行います。生い茂ったものをすくような状況を一旦つくって、12月から1月に全てを切るような冬季剪定を行っております。最後にイチョウになりますが、確かにいろんな意見があるのは私も知っているところですが、剪定の時期に関しまして地元自治会からの要望ということであれば、意向に沿った剪定時期も考えていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

イチョウを冬の時期に剪定したらどうかと言いましたけども、これもまたメリット、デメリットがあって、冬の時期に剪定するということは、それこそ11月、12月の今の状況で落葉するのを一旦リセットするために放置しないといけないので、もしかしたら役場の方に「何で今年はそのまましているのか」というような問い合わせがあらうかと思っておりますので、そこら辺は定例の自治会長会、保環連、その辺りでちょっとニュータウンの方に集まってくださいということで、いろんなそういう、さっき言ったような専門家の意見も取り入れながら、どうした方が一番良いのか是非話し合ってくださいということ。逆に3地区の自治会の議題をどうするかというのは、僕は全くタッチできないし、逆に行政側から「こういう方法もあるみたいですよ」というような提案型の対応も可能かと思うので、是非いろいろ検討をされてみてはいかがかなというふうに思います。

それから、この植栽の計画を進めるに当たってちょっと私が感じたのは、先日ちょっと用事がありまして岡岬町営住宅の方に伺ったときに2階、3階の階段の所を上ります。B棟なんですけど、左手を見ると町営住宅の敷地のツツジとか、奥の方にはカイヅカイブキとか茂っております。右手を見るとテニス広場なんですよ。テニス広場は素晴らしく

丁寧に剪定がされておりまして、それこそ同じカイズカイブキでも町営住宅は生えっぱなし、テニス広場は玉造りですよ、きれいな。見事な剪定をされて。ですから長与町民が見たときに同じ町の施設なのに、担当課がどうのというのは多分町民の方は考えないと思うんですよ。何でこっちはこんなで、こっちはこんなにきれいにしているのかっていうふうに思いますので、是非あの一帯、同じ地域については一体的な整備というのは課で連携してできないのかな。その方が美観もそうですし、また同時にやるということで、スケールメリットでコスト的にも抑えられるんじゃないかなという気もするんですよ。ですから、庁内のいろんな課で、植栽の剪定をするときの連携ということも検討してはいかがかなと思うんですが、この点はいかがでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

御提案ありがとうございます。確かに所管を超えた植栽の管理は諸経費の軽減とか、経費の面についてプラスになることも考えられますので、今後はそういった所管、また隣同士にある施設等、同じ植栽等がある場合につきましては所管同士で協議をしながら剪定時期等も合わせられないか、協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

了解しました。私は基本的に長与町は整然とした、全体的にはきれいな町並みだなど思っております。それこそさっき言いました視察等に行きますと、やはり財政的に苦勞されている町は、もう昭和40年代のまんま時間が止まったような状態で、もう植栽も何も全くない。これは大変な町なんだろうなというふうに思いますし、一方で、見事にきれいにされている所は素晴らしいなと思います。町長も今、遊び心のあるまちを目指すということで、植栽は遊び心、ちょっと関係あるかなと思うんですよ。そういう洒落っ気というか、趣、風情というのがやっぱり遊び心、文化だと思うので、「長与はやっぱりきれいね」と言われるような、そういうまちを目指していけば移住、定住に繋がるとか、町のイメージアップに繋がると思いますので、是非そうした努力を。また私もいろいろ気づきがあればまた言うかもしれませんけれども、是非そういったものを目指していただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時30分まで休憩いたします。

（休憩 10時20分～10時30分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、安藤克彦議員の①本町における墓地の在り方について、②学校給食費公会計化の進捗状況について、③町立小中学校特別教室のエアコン設置についての質問を同時に許します。

8番、安藤克彦議員。

○8番（安藤克彦議員）

皆さんこんにちは。早速質問に入らせていただきたいと思います、最初に訂正をお願いいたします。大きな3問目の最初の元号に誤りがあります。「平成」と記載しておりますが、正しくは「令和」です。お詫びをして訂正させていただきたいと思います。

では始めます。①本町における墓地の在り方について質問をしたいと思います。日本における地方の人口は、国や自治体の思いとは裏腹にその多くが減少傾向にあります。当然本町も例外ではなく、人口減少とともに少子高齢化、若い世代が都市部へ出ていく状況も顕著であります。地域の共同墓地では墓地所有者の高齢化が進み、その多くが急傾斜の位置にあることから、管理への支障を心配する声を伺うことがあります。また近年、少子高齢化などを背景に、残された遺族が墓や遺骨の管理に困り、墓じまいを行い、遺骨を合祀墓などに移す例が増えてきています。しかしこれらに関しては、社会の環境変化や高齢者の間での経済格差が埋葬にまで影響していると言われております。町内の墓地の現状と、今後町が積極的に関わっていく必要性を考え、提案を含め以下の質問をいたします。（1）本町の墓地の現状はどうでしょうか。（2）墓地に関する相談や苦情はありますか。また、どのようなものですか。（3）町営の合祀墓（合同墓）への考えや必要性について伺います。（4）町が遊休農地を取得・転用して墓地公園等を整備する際の手続きの流れとハードルについて伺います。（5）本町で行旅死亡人があった際は、遺骨は町が管理することとなるが、どのように行われているのか伺います。

②学校給食費公会計化の進捗状況についてお伺いいたします。私は平成24年の3月議会以来、本町の学校給食費が私会計で処理されていることによる問題点を指摘し公会計への移行を求めてきました。令和元年7月に国が「学校給食費徴収、管理に関するガイドライン」を示したことにより、本町も令和5年度開始に向けて動き出したものと理解しております。そこで以下の質問をいたします。（1）全体的な進捗状況。（2）検討してきた中での問題点。（3）学校給食会計は一般会計に組み入れるのか、特別会計を作るのか。（4）また、その理由。（5）令和5年度開始に遅れはないのか伺います。

③町立小中学校特別教室のエアコン設置についてお伺いいたします。令和元年度に町立学校全ての普通教室にエアコンが設置されましたが、特別教室にははまだ未設置の所が多くあります。暑い時期は学年・学級によるようですが、可能な授業についてはエアコンの効く普通教室で対応しているが、音楽や理科の実験等は特別教室で実施せざるを得ないと教員の方からお伺いしました。特別教室の意味を考え、有効に活用していくためにはエアコンの設置は急務だと考えます。特別教室のエアコン設置についての考えと今後の見通しをお伺いいたします。以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、安藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、2番目と3番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答させていただきます。私の方からはそのほかの御質問につきましてお答えをいたします。まず本町における墓地の在り方、1点目の本町の墓地の現状はどうかというお尋ねでございます。町内には、昔から存在する地縁墓地が83か所、宗教法人等で管理されている墓地が16か所、個人墓地が75か所あることを把握しております。管理の主体は、墓地使用者で組織する管理組合、宗教法人、または個人など様々な管理形態が存在しています。次に2点目の、墓地に関する相談や苦情についてのお尋ねでございます。相談案件として多いのが、御質問にもありますとおり、生活の拠点をほかに移したことにより、長与町に地縁者がいない、管理ができないなどの理由で、墓の移動や縮小化を目的とした「墓じまい」に関する相談が多くございます。ほかにも通路などの破損、墓地隣接地における樹木の繁茂、斜面の崩壊問題、管理地の清掃や水道料金問題など、墓地の管理全般にわたる相談もいただいております。また、地縁墓地等の共同墓地において管理組合が存在しない、活動していない墓地も多くあり、墓地全体としての管理が行えていないことによる相談等も伺っております。次に3点目の、町営の合祀墓（合同墓）の考え方や必要性についての質問でございます。今現在、合祀墓に関する相談等につきましては、いただいております。昨今の少子高齢化の社会情勢を反映し、特定の墓地、墓石を持たない永代供養墓や納骨堂方式の形態も増えており、墓に対する意識が多様化しているようでございます。このような状況を鑑みますと、今後は時代の様々なニーズに対応する墓地の在り方について、研究していく必要があると考えております。次に4点目、町が遊休農地を取得・転用して墓地公園等を整備する際の手続きの流れとハードルについて。墓地を整備する場合には「長与町墓地、埋葬等に関する条例」及びそのほか法令に基づき申請を行い、許可をもって施工することとなっております。この際、町で設置するとなりますと、土地収用法が適用されるため、農地転用許可は必要ありませんが、遊休農地の場所によっては都市計画法、農振農用地区域からの除外等が考えられます。それ以外にも規模、設置形態、管理方法によっては、各種法令に基づく手続きが必要になると考えております。5点目の行旅死亡人の遺骨の管理という御質問でございます。行旅死亡人があった場合「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により、死亡人が発見された自治体に対応することと定められております。本町におきましては、昨年度1件事例が発生いたしました。その際の遺骨の管理につきましては、原爆受難者之墓敷地内にある無縁仏の墓に埋葬を行い、告示及び官報に掲載を行ったところでございます。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、安藤議員の御質問にお答えいたします。2番目の学校給食費の公会計化の進捗状況についての1点目、全体的な進捗状況についての御質問でございますが、現在令和5年度の開始に向けて、県内21市町の現状について調査を行うとともに、現行の運用方法をベースとした公会計事務の検証並びに長与町の基幹システムの公会計パッケージのデモンストレーション等を行い、具体的な事務量の把握や実施方法の検討等を行っております。次に2点目の、検討してきた中での問題点についての御質問でございますが、低コストで運用できることを念頭に置き、現在の運用方法をベースとした公会計の構築を検討してまいりましたが、本町では、金融機関への振り込みは全て電話回線を用いた伝送ですることとなっており、8校分を金融機関別に集計するなどの下準備とその処理に膨大な時間を要すること、また、ミスが発生しやすい作業内容になることなどから、他市町のようにシステム利用を念頭に置いた検討を始めております。システムの導入経費及びランニングコスト等を示した上で、財政面での協議を早急に行う必要があると考えております。さらに、令和元年度に文部科学省から通知された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」によれば、公会計の導入により学校1校当たり年間190時間の業務削減効果があると示されてはいるものの、その分、教育委員会の給食業務が相当時間増加するものと見込んでおります。次に3点目の、一般会計へ組み入れるのか、特別会計創設かについての御質問でございますが、現時点では一般会計に位置付ける方向で検討しております。4点目、その理由でございますが、学校給食事業のように保護者から納付された学校給食費で食材を賄う受益者負担の事業は、一般会計と区別して特別会計で管理した方が資金の運用が明確化されるため、条例によって特別会計を設置することが可能ですが、前述した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」では、学校給食費を公会計化している自治体の約92%が一般会計としております。また、特別会計を実施している自治体を調査する中で、特別会計から一般会計に移行している自治体がありました。本来、地方公共団体の会計は、あらゆる歳出歳入は全て一つの会計の下に把握し、統一的に経理することが原則とされております。この原則に従うことでかえって内容が複雑となり、特定の事業における歳入と歳出の関係を把握することが困難である場合に、原則の例外として特別会計が認められています。したがって「特定の歳入である学校給食費」と「特定の歳出である食材費」の関係が明確に管理できるのであれば、特別会計を設置する必要はないと考えます。資金運用の明確化についても、一般会計の学校給食費に「学校給食費負担金」と「食材費」を組み込み、私会計時と同様に学校ごとの収支状況を教育委員会で別途管理していくことで、一般会計であっても資金運用を管理できると考えております。このようなことから、現時点においては一般会計による経理を前提として考えております。次に5点目の、令和5年度開始の遅れについての御質問でございますが、現時点においては令和5年度に開始できるように準備

を進めているところでありますが、システムの導入となった場合、全国的なベンダーの多忙により、導入に遅れが出ている市町があるとも聞いております。引き続き各所管と協議を行いながら、令和5年度導入を目指して進めていきたいと思っております。

次に3点目の、町立小中学校特別教室のエアコン設置についての御質問で、特別教室のエアコン設置状況ですが、図書室、パソコン室は全学校設置済みですが、他の特別教室は設置しておりません。昨年度は、新型コロナウイルス感染防止対策に伴う学校保健特別対策事業費補助金と地方創生臨時交付金を活用しまして、エアコンの代替えとしてスポットクーラーを購入し、特別教室へ配置を行ったところです。特別教室のエアコン設置については、特別教室のエアコンの一斉設置とまではいきませんが、普通教室同様、快適な環境を提供するための必要性は十分理解しておりますので、特別教室の中でも優先度が高い教室から、他の修繕、更新、改修との優先順位を判断、調整しながら、順次検討していきたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

それでは、再質問に移らせていただきたいと思えます。まず、墓地の件について議会で今まで議論されたっていうのが、私が議会に入ってから多分一度もなかったんですよ。当然、町長も墓地に関して議論したことはないと思えますし、ちょっと調べたところによると、なかなか見つかりませんでした。平成12年に墓地条例が制定されたときに議論されていたんじゃないかなと。これはあくまでも墓地の設置に関する条例ですので、こういった議論ではなく、墓地に関するっていうことだったと思えます。ですので、いきなりこういった質問をされて、もし実施するとなれば大きなことだと思うんで、なかなか即答できない、検討していくという答弁しか、まだできない状況なのかなと思えます。最初の答弁をいただきましたが、あくまでも1回目の質問は事務的なこととか、データのなものとか、そういったことをお聞きしたんですが、率直なところ町長にお伺いしたいんですけれども、町が公園墓地とか、あるいは合祀墓を整備することについて、まず、どのようにお考えか、そこをお聞かせいただければと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

町営の合祀墓という意図かと思えますが、昨今、納骨堂が新たに全国的にも、町内でも建設がされております。それから一番の問題が、墓地を管理される方が遠方におられたり、途絶えたりということで無縁墓地化して、なかなか管理が難しいというふうな状況があるかと思えます。今後、何年先になるか分からないですが、大きな市辺りについては市営で墓地を管理している所も多々あるということは存じ上げておりますが、今後の長与の状況とか、長与の住民のニーズですね、必要とされているのか。それから先程

も言いました納骨堂とか、そういった民間の動向なども十分に検討をさせていただいて、墓地の需要のバランスとか、あと考えないといけないのはそういった大型の墓地ができますと生活環境とか、そういったものの調和とかも必要になりますので、慎重に研究と調査をさせていただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

分かりました。それでは一つ一つ見ていきたいんですけども、本町の墓地の現状というのはデータをいただきましたので分かりました。2番目の相談件数の中にもやはりこういった問題があるわけですよね。墓地を今後見ていく人がいないとか、あるいは生活スタイルの変更、そういったので墓じまいを行っていく。あるいは民間の合祀墓に入るとか、結構私の周りではそういった相談とかお聞きすることがあります。御存じと思うんですけども「ゆりかごから墓場まで」という言葉がございます。これは大戦後、イギリスの社会福祉政策のスローガンなんですけれども、これを本町に当てはめてみますと、長与町は特に近年、子育て政策を充実させていますし、ゆりかごになる前のおなかの中にいる段階から、大変充実した施策を講じているのではないかなと思っております。そして、次に今度、墓に入る前の段階を見てみますと、やはり健康増進対策とか福祉政策、これも近隣市町村に引けを取らないような対策を講じているんじゃないかと思うんですけども、この墓の部分については、本町は皆無に等しいのではないかなと思っております。先程も民間のって話があったんですけども、確かに民間もあるんですけども、最初の質問の前段でもちょっと触れたんですけども、資産があるとか、あるいは継承していく人数が多いという場合には問題ないんですけども、少子高齢化の少子、いわゆる子どもが少ない、あるいは子どもがいないという家庭もあるんですよ。そういった所は墓を守っていく担い手すらもない状態。となると、やはり納骨堂とか、合祀墓とか、そういったものの必要性というのも今後増えてくる。実際に都市圏ではかなり増えてきている。これはニュースとか、テレビの特集でも私拝見したことがあるんですけども、かなり需要が高まってきているという状態でした。で、ライフスタイルの変化とか、墓への意識の多様化によって、墓をなかなか維持していくことができないとなると、やはり町もこの合祀に関して何かしらこれから関与していく必要性があるのではないかということで、私今回質問させていただくんですけども。もう一つは、長与町は人口減少に歯止めをかけようとして、今、移住政策を行っております、都市圏の方からですね。ただ、住居とか、子育てとか、そういったのはいいんですけど、結局最終的に、死んだあとのことまでは御自分でってなっている状態なんですよ。ここに何とかして歯止めをかけたい。それともう一つは、民間とおっしゃっていたんですけども、かなり民間でも高額なんですよ。これを、できれば公営ですることによって安価にできないか。私が考えている、よそのを見て思った合祀墓っていうのは公園と

捉える。公園を造って、その中に合祀墓を造る。名前を刻む銘板があってもいいんじゃないかなとは思うんですけども。墓碑が整然と並ぶ墓地公園は、もうこれからの時代には似合わないんじゃないかなと思っております。今後、やはりこういった件も総合計画の中に入れて、墓地に関してちょっと考えるべきじゃないかなと思います。まず一つ目は今、私が申し上げたこと。二つ目は今現在、管理が行き届いていない墓地が散在しているということ。これ担当課からお伺いしたことなんですけれども、結局、墓地条例はあるが、それが果たして機能しているのかどうか。当然きちんと造ろうとしたら条例に沿って造るんでしょうけども、勝手に墓地を造ってしまうっていうケースもあるんじゃないかなと伺っています。私は総合計画の中に、この墓地の件を入れていく必要性を感じているんですけども、お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

御提案ありがとうございます。この墓の問題を総計に入れるというのは、今ここで「はい、そうですね」という形にはならないかと思えます。ただし、答弁でも申し上げましたとおり、墓に対する考え方が変わってきておりますので、その点を今後見定めて、時が来れば総計という話も出てこようかとは考えておりますが、今のところは、今すぐにとこの考えは、担当としてはございません。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

総合計画もできたばかりで、次10年後なんですね、正式な改定が。5年後、途中でありますけれども。近々にできることだとは思っておりません。ですので将来を見据えた形で総合計画を作る。今度検討する際にもこの件を検討課題に入れるようお願いしたいと思いますし、できれば、私は合祀墓を造る方向に行けばいいと思っております。

では二つ目にいきます。学校給食費公会計の進捗状況をお伺いしました。全体的に答弁としては進めていらっしゃるようで、お約束をしっかりと守っていただいているような感がいたしました。まず学校給食費が一般会計か特別会計かっていうのは一般会計で処理を検討しているということで、私はそれで構わないと思います。答弁にもありましたが、結局、歳入である保護者から預かる給食費、それと歳出である食材費、この額がしっかりと明確になるのが大事だと思うんですね。あとは未収部分ももちろん大切だけれども、それが明確になれば、私は一般会計でも特別会計でも、どちらでも構わないのではないかなと思っております。5番目の、5年度に遅れはないのかということで、システム導入で業者の都合により遅れの可能性もあるような話が出ていたんですけど、国が示すガイドラインの中に、公会計の進め方というところで移行準備の工程表がございます。前教育委員会理事も、これを基に令和5年という答弁を以前の議会でおっしゃ

っていたんですけれども、ここには2年前からすることを四半期ごとに工程表が書かれているんですけれども、本町が5年度に始めないといけないとなると、今システムの話が出ていましたけれども、今のこの時期を見ますと、令和3年の3四半期目ですよね。となると、システムの提案とかを受ける段階になっていますが、そういった面も含めて、まだ大丈夫、そういったことまで、もう進んでいると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

先程、教育長答弁にもございましたように、昨年度答弁いたしました既存の運用方法をベースとした公会計の構築を目指しておったわけですが、本町の金融機関への振り込みを全て伝送で行わなければならないという想定外の事態になりましたので、早急に現在そのシステムの導入も含めて検討を進めておりますので、早急に各部署と協議をしながら、令和5年度の開始を目指したいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

分かりました。この部分が若干遅れていると。既存をベースにしたのを新システムに完全に切り替えるということですので、この部分については若干工程表から遅れが生じるかもしれないんですけれども、そこはまだあと1年半ぐらいありますので、当然回復してもらわないと困りますので、しっかり進めていただきたいと思います。ここで、最終的に私会計から公会計になる際の問題点が一つ、お伺いしますが、最終的な残金ですよね。公会計になるときは当然ゼロから公会計が始まるわけですが、今までの私会計の中で、残りのお金っていうのが出てくるんですよね。確かこれが、額的には多分1か月分の給食費分くらいはあるんじゃないかなと思うんです、全体から集めた分の。このお金はどうするのか、今まで私会計のお金ですから、単純に公会計だからって公会計の方に移すことにはならないと思うんです。民間のお金を公のお金にというのは、なかなかすんなりとはいかないと思います。それともう一つは、今まで未納だった分、あるいは切り替えの時点で未納の分、過去の未納といわゆる現年度分の未納というんですか、そういったものの扱いはどのように考えてますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

債権繰越金の取り扱いについて、現段階ではまだどのように取り扱うか定めておりませんが、既に公会計化した市町の状況を調査したところ、各自治体でその対応がまちまちで異なっておりました。本町としまして、債権の整理、継承等について、今後どのような取り扱いをしていくことが望ましいのか、公会計の在り方と併せ、研究を進めてま

いりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

これからということで。この部分については私会計ですので校長が債権者で、残ったお金というのは保護者のもの、PTAのものっていうふうになると思うんですね。だから、そこは保護者としっかりと説明をしながら、あるいは相談しながら、話をしながら進めていただければと思います。では、給食費の公会計については以上とします。

最後に、特別教室のエアコン設置についてですけれども、エアコン設置については令和元年に全普通教室に設置されて、本当にこれはもう良かったなど。そのあとにコロナ禍になって、なおさら良かったんじゃないかなと思っております。ただ、普通教室についてはいいんですけれども、特別教室については先程、他は未設置っていうお答えだったんですけれども、ほぼ設置されてない状況です。答弁の中で、現在はスポットクーラーで対応をしている部分があるということなんですけれども、これは全特別教室にスポットクーラーが設置されているという理解ですか。ちょっとそこをお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

森本教育総務課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

全部の特別教室ではありませんが、家庭科室など必要な所に設置をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私も一度、教育総務課長と現場を見させていただいたときに設置を拝見しました。まず、あのスポットクーラーはエアコンの代わりにはならないんですね、実際。クーラーと言いながら、本当にもうちょっとその場でつけていただきましたが、その部分だけが冷えると。部屋全体が冷えるっていうのではなかったようです。スポットクーラーというのは御存じと思うんですけれども、冷風は出るけども後ろからは排熱が出るんですね。調べたところによると、出る冷風の冷氣よりも排熱の方が熱いと。だから一つの部屋の中でスポットクーラーを回していると逆に暑くなるというものらしいです。ですので、長与第二中学校では排熱をパイプを通して窓から外に出すというのを先生たちが工夫されて使っておりましたが、それでも、とてもとてもエアコンにはかなわないような状況だと思います。ちょっと答弁の最後が、大事なところが聞き取れなかったんですが、優先度の高い教室からいろいろ仰られて、順次検討したいっていうふうに聞こえたんですが、その間の部分はどんなふうに教育長が言われたのか、再度お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

教育長の答弁の中で、優先度が高い特別教室からということで。あと学校の施設、いろいろ修繕等あります。あと毎年、毎年の改修工事とかがございますので、その辺の優先順位を判断、調整しながら、順次検討していきたいと答弁させていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

ちょっと良い方向で私が聞いてたんですね。「優先順位の高い教室から順次設置したい」じゃなくて「優先順位が高い教室から他の修繕とか改修」、そこでもまた優先順位付けられるんですね「エアコンかどっちか」ってなる。どうにかならないものですかね。私たちは、こういったエアコンの効いた所で仕事をしているので分からないと思うんですけども現場はすごいんですよ。おまけにコロナ禍で、今度、これから冬になると窓を開けるといふ指導になると思うんですよ。その中で、子どもたちはそういった寒い所、暑い所で学習をさせているっていうのは。先生たちも工夫されています。できるだけもう教室で、暑い時期とかは教室でできるものについては自分の教室です。ただ、音楽とかは音が出るのでどうしても近隣の教室に迷惑を掛けるとか、どうしても特別教室でなくてはできないものがあるとか。ですので、多分こう言っているとなかなか付かないと思うんですよ。ほかの更新もいっぱいありますよね、ですので優先順位が高い云々じゃなくて、もう年次的に計画を作りませんか。8校あるので、8年かかってもいいじゃないですか。あるいは何の教室から付けていくっていう方法でもいいと思うんですよ。やはりこれ財政的に検討して「優先順位の高い」じゃなくて「順次設置していきます」っていうふうにはならないですか。これはちょっと教育長に言っても、財政的なことですので、町長、検討いただけないですかね。いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

安藤議員の気持ちは分かるんですが、はっきり言って、この間からお話をしているように外壁の部分とか、躯体の部分とか、いろんなことで必要経費が多いもんだから、学校教育においても施設面ばかりじゃなく、教室の中のICT化の関係とか今50インチのテレビを入れているんですけど、それがもう小さくて見づらいとか、もっと大きくしなければとか、それとか昨年GIGAスクールの関係でタブレットを入れたんですが、それが3年後、5年後ぐらいにまた更新が来ると。そういうのも諸々あるもんですから、はっきり言って、すぐ入れることはちょっと難しいかなと。いろいろ予算を工面しながら、入れる所は考えていきたいなと思っておりますので、御理解ください。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

分かりましたとは言えないんですけども。学校給食費の公会計化も令和5年に始まれば、一般質問から12年かかります。エアコンの設置も、私は平成25年の9月議会で取り上げさせていただいて、当初はもう全く受け入れてもらえませんでした。当時は「子どもは暑さに耐えて」という答弁が、今だったら問題発言になるでしょうけど当時はそういった答弁もいただいていた。「暑さに耐えて頑張る、が子どもだ」みたいなニュアンスの答弁だったじゃないかと。今は言えませんよね、そういった答弁は。扇風機の設置すら、頑として首を縦に振ってもらえなかった経緯があります、6年前ですか。特別教室も起債を組んででも、起債はどうせ単年度で償還するんじゃないかと長期で償還するものなので、今後のことを考えると、起債を組んででも私はすべき事業じゃないかなと思っています。教育長の気持ちも分かりますし、私の気持ちもありますので、この件は今後も見ていきたいと思っています。どうもありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで安藤克彦議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時14分～13時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順11、河野龍二議員の①イノシシ対策について、②私有地の災害復旧支援についての質問を同時に許します。

12番、河野龍二議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは本議会最後の一般質問となりました。今しばらくお時間をいただきたいと思います。早速質問に入りたいと思います。まず①イノシシ対策について質問いたします。先日、丹精込めて育てた農作物が、収穫間際にイノシシの被害に遭ったと相談を受けました。被害状況は畑一面の果実が無残にも引きちぎられ、ほとんど果実が残されていませんでした。この生産者は「ワイヤーメッシュなどの補助対象は知っているが、耕作地も小さく、年齢も高齢であることから、耕作を辞めてしまおうか」と話されていました。さらに違う生産者からも同じような相談を受けました。2件のイノシシ被害はいずれも耕作地が住宅街に近く、餌を求めて住宅街に進入する機会が増えるのではないかと感じました。全国でもイノシシ被害は農産物の被害にとどまらず、家屋や人間にまで被害が及ぶという状況が各地で報告されて報道されているところであります。農水省の資料によると、昨年イノシシによる人的被害は51件あり、59の方が被害を受けたと報告されていました。さらにイノシシは様々な感染症を媒介する可能性があり、人間や家畜との接触機会の増加は、感染症媒介の危険性を増加させると言われています。生産者が耕作をやめれば、その土地は草木が生い茂りイノシシの隠れ場所となることが予想され、

さらに人家に近づく機会が増えると考えられます。イノシシ被害の防止策は、生息環境管理、防護、捕獲と言われています。以上の状況を踏まえて、以下の質問をいたします。

(1) 農業従事者だけでなく、広く町民にもワイヤーメッシュなどの助成ができないでしょうか。(2) 住宅地への進入を防ぐ対策はどのように考えていらっしゃいますか。

②私有地の災害復旧支援について質問いたします。全国で毎年の豪雨による災害が広がっています。特に九州北部は毎年のように土砂災害、浸水被害などが起きています。東高田地域でも8月の豪雨で土砂の崩壊が起きました。幸い人や家屋には被害はありませんでした。土砂の崩落場所は私有地であり、今後の復旧作業は所有者の判断となりますが、相当な費用が掛かると予想されます。また、これまでも小規模な崩落箇所にブルーシートが掛けられたままの状態が見られます。個人での復旧作業が困難であることが想像できます。こうした個人所有地の災害に対し、復旧費の一部を助成する制度を持つ自治体があります。本町でも、住民の負担の軽減や被害の防止を防ぐためにも、こうした制度を作る考えがありませんか。以上、質問いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、河野議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず大きな1番イノシシ対策ということで、1点目のワイヤーメッシュの補助要件の拡充という御質問でございます。現在、長与町におけるワイヤーメッシュ等の防止柵設置に係る経費の補助対象者は、農地において有害鳥獣による被害を受けている農業従事者で、イノシシ等による農作物等の被害を防止することにより、農業経営に係る経済的損失を抑制することを目的としております。令和2年度の防止柵設置に係る補助の申請延長は5,343メートルで、前年比の約2倍となっており、その要因の一つとして考えられますのが、耕作されなくなった農地からのイノシシの侵入を防ぐため、隣接する農地における設置の必要性が増加したことによるものと考えております。最近では、住宅地の傍らでのイノシシの目撃情報も多く寄せられており、現在取れる対策といたしましては、イノシシは、すみかである山林から田畑などの農地を通過して住宅地へ下りてまいりますので、山林と住宅地の間に存在する農地に防止柵の設置を推進し、住宅地へと下りる手前でイノシシの侵入を防ぐということが重要であると考えております。また生活環境被害に対する防止柵設置への助成につきましても、ほかの自治体での事例を参考にしながら研究を重ねてまいりたいと思っております。続きまして2点目の住宅地への進入対策についてのお尋ねでございます。イノシシなど有害鳥獣が住宅地へ侵入する理由といたしましては、住宅地付近の農地が耕作放棄地となりますと、当該農地は草が生い茂り、収穫されない果樹等の農作物が畑に放置され餌場になることや、草むらや藪を好むイノシシにとって都合のいい隠れ場所を形成することに繋がってしまうことが考えられます。このようなことから農地を耕作放棄地にしないために農地中間管理機構を活用した農地賃借の推進

及び町の補助事業であります耕作放棄地再生事業を活用した耕作放棄地の解消を行い、住宅地付近にイノシシが近寄りやすい環境づくりが必要だと考えております。また、住宅地に隣接する森林につきましては、長崎県による里山林整備事業を活用し、森林所有者や地元住民と合意形成を図りながら、山林と住宅地との間に緩衝帯を設けイノシシとのすみ分けを図ってまいりたいと考えております。今後も農業従事者や関係機関と連携を図りながら、有害鳥獣対策事業に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして大きな2番目の私有地の災害復旧支援についての御質問でございます。8月12日の豪雨により、議員御指摘のとおり、東高田地区において土砂の崩落により通行止めとなった箇所がありました。土砂の撤去や応急処置等を済ませ、現在は通行止めを解除している状況でございます。今回崩落した箇所につきましては、災害復旧事業として採択ができるかどうか、現在のところ県と協議を進めている状況でございます。災害が起こった箇所につきましては、今後も速やかに対応し、災害復旧事業として対応が可能であるかどうかを判断してまいりたいと考えております。また、個人所有の土地につきましては、所有者の責任において維持管理していただくことが原則でありますので、本町では個人所有地の崖崩れに対して補助金等の制度はございません。今後は他市町の制度や状況などを研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは再質問をさせていただきたいと思っております。イノシシ対策についてですけれども、（1）と（2）この対策に求めるものは住宅地への進入をいかに防ぐかというところで、こういう質問をさせていただきましたので（1）（2）と分けずに質問させていただきたいと思っております。住宅地でのイノシシ目撃情報も多く寄せられているという答弁がありました。全国的な資料で調べてみますと人的被害で最悪の事態、いわゆる命が奪われた、亡くなられたという状況が報道されている中で2件ありました。今年の2月12日、兵庫県洲本市でイノシシに襲われて死亡事故が起きている。この方は猟師でイノシシを捕獲に行っている中で被害に遭われたということ。近々では、最近のニュースだったんですけども今年の8月19日、大阪の千早赤阪村で70歳の方がイノシシに襲われて、農業者なのか、一般の方なのか分かりませんが亡くなっていると報道されておりました。まさに最悪の事態が生まれているということで、本当に最近では1週間前ですけれども、長崎市多比良町で飼い犬がイノシシに襲われて、その犬が死亡したという話をお伺いしました。イノシシはその飼い犬を食べようと思って襲ったわけではないとは思いますが、そういう事態が起きているというところで、先程言いましたように住宅地への目撃情報が多く寄せられているということなので、この間、寄せられている案件がどれくらいあるのか、推移が分かる数字であれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

住民から産業振興課へ寄せられた相談件数になります。平成30年が7件、令和元年が11件、令和2年が19件、令和3年に入りまして8月末までで5件。住宅地外で見かけた、もしくは学校等にイノシシが侵入したというような報告を受けております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

2年までを見ますと、年々住宅地での目撃情報が増えているということでありまして、やはり長与町でも、いつこうした被害が及ぶか分からない状況が生まれてきているのではないかというふうに思います。質問に当たりいろいろ調べてみますと「長崎・西彼地域鳥獣被害防止計画」、令和2年度に長崎市、西海市、長与、時津、2市2町でこの防止計画を策定して、令和4年度までの目標で取り組んでいるみたいなんですけども、ここでも住宅に対する、生活環境に対する被害の問題があるということで、課題だとか、いろんな形で出ているんですが、この部分でどういう取り組みがされているのか、少しお伺いしたいと思います。例えば、鳥獣による農林水産等に係る被害防止に関する基本的な方針という中での被害の傾向のイノシシのところ「一年を通じて一部の離島を含めた全域において被害が発生している。また、近年は山間部のみならず、そこに隣接する市街地にも多く出没し、農作物の被害に加え、市民に恐怖を与えている等の生活環境被害が多発している」というところが被害の傾向としてあるんですけども、聞きたいのは、捕獲に関する取り組みの中で、市街地に出没する有害鳥獣の捕獲方法、捕獲体制の整備っていうのが課題として謳われている。地域ぐるみによる捕獲隊のさらなる推進と捕獲技術の向上というのが課題としてあるとなっているんですが、現在この課題がどのように解消されているのか。それとも今後の課題なのか。こういう取り組みの中で、こういう部分で改善されたというのがあれば少し教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

議員御承知のとおり「長崎・西彼地域鳥獣被害防止計画」、長崎市、西海市、長与町、時津町、2市2町で計画がございます。この中で議員がおっしゃいます課題といたしまして、イノシシ等の鳥獣の防止、生活環境に対する防止っていうのが両方ともが挙げられております。この生活環境被害防止に係る分につきましては、長崎市は要綱を設置されております。また、西海市の方では実施隊と言いまして、先程議員がおっしゃられました地域の皆さんで捕獲に協力をしましょうということで、実施隊が形成されて活動されているものでございます。これにつきましては長与町でも平成24年に長与町鳥獣被害対策実施隊設置要綱等を作り、設置の試みをさせていただいたところではございますが、

イノシシ等有害鳥獣に慣れてない方と猟友会と一緒に回って、捕獲等のお手伝いをするようなものなのですが、なかなか長与町にはそぐわないというような協議にもなりまして、長与町におきまして目撃情報等がございましたら、長与町の職員を通じて猟友会の方に連絡をします。これはもう土日でも一緒でございます。連絡をして、職員もしくは猟友会のハンターの皆様と一緒に捕獲をさせていただいている状況になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

冒頭言いましたように、住宅地に迫ってきたときに、どうやって防ぐかというところで質問をさせていただいているんですけど、今の御説明ですと目撃情報があったら猟友会に報告すると。この間、例えば住宅地では箱わなの設置だとか、銃による捕獲ができないという話で、そうすると目撃情報があったにしても、イノシシが例えば長与の真ん中に来た、どこから来たのかも分からないわけですよね。そうすると、なかなか捕獲に進まないんじゃないかなというふうに思うんですよ。それを防ぐためにどうするかとか、住宅地に入らないためにどうするかという課題が、ここにあったのかなと思うんですが、そうではないのか。「捕獲の方にも移行する」ってありますけど、そこはなかなか難しいんじゃないかなと思うんですけども、その辺あれば答えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

議員がおっしゃいますとおり、イノシシの足取りをこちらの方で見るのはなかなか難しいんですけども、猟友会の方たちが一緒に伴いまして、まず、どこで目撃されたか一緒に確認に行きます。そこから、どこがイノシシが潜むような場所になっているか、耕作放棄地なのか、山から下りてきたかっていうのを確認させていただきます。そのあと畑とか、山の方で市街地に下りてくる手前に箱わなを置かせていただきまして、餌とかを置き、おびき寄せっていうことでさせていただいております。今のところ市街地で目撃をされた場合は、猟友会の方も山の方に追い払うことしかできないようにはなっておりますけれども、イノシシについては、山、畑の方で箱わな、また足取りの確認をさせていただいているというところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

捕獲の方はそういうような形での課題に取り組んでいるということで、もう一つこの計画の中に防護柵の設置に関する取り組みっていうのがありますよね。ここでも課題として、集落をあげての被害防止対策の推進と防護柵や電気柵の効果的な設置と維持管理、緩衝帯の設置及び餌付け防止、耕作放棄地の適正管理、生活環境被害に係る防護対策の

実施、生活環境被害に係る支援制度の充実というのが課題だとなっているんですね。耕作放棄地については、いろいろな制度の中で取り組んでいるという答弁がありました。長崎市や西海市で、地域で取り組んでいるという状況もあり、長与町としても今後の課題で、長与町は現在まだないということなんで。この辺はやっぱり長崎市や西海市と同じような対策を行うべきではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

実施隊でございますが、長与町の猟友会に入っているメンバーが16名でございます。イノシシ等有害鳥獣を捕獲する場合は免許が要りまして、住民が勝手に箱わなを置いて捕獲するのは難しいですので、実施隊をするにしても猟友会と一緒に捕獲補助を行っていただくこととなります。先程申し上げました西海市は猟友会のメンバーが115名いらっしゃいます。長崎市は255名。猟友会の方の数が少ないのが一つの原因でもあるんですけども、どうしても個人、もしくは自治会、農家の集落の方たちだけで捕獲するのは難しいところになります。ここが一番の課題だと産業振興課では思っているところです。ですので、町を挙げて職員が連絡を受け付け、今のところ市街地、もしくは畑等でイノシシを見た場合には対応させていただいているという状況になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

捕獲と防護柵とちょっと別で考えていただきたいと思うんですけども、防護柵というのは来てもらいたくない場所をその柵で抑制するということだと思うんですよ。猟友会の人が入って初めてそういう対応ができると、今現状、長与町の場合は、西海市、長崎市も同じなんですかね。長崎市の状況を見ると、地域でワイヤーメッシュの管理をされているという所もあるんで、捕獲まではいかないけども住宅地に入らないような対策を取ると、地域で防護柵なりを設置して、そこから入ってこないような対策を取るのができるんじゃないかなというふうに思っているんですけども。ですから捕獲までいかない、そうすると猟友会の手間もないんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺は長崎市がやってるような取り組みができないものなのか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

捕獲につきましては猟友会が必要ということで、防護柵、ワイヤーメッシュにつきましては個人で付けていただいても大丈夫ということになっております。長崎市の例を申し上げますと、長崎市の方も生活環境被害対策ワイヤーメッシュ柵を自治会に対して貸与をされている事例がございます。こちらについては、産業振興課におきましても研究

を重ねている途中ではございますけれども「ワイヤーメッシュを張るところまではできるんだけど、そのあとの管理が」っていうような自治会もあったり、「公園等に張りたいんだけど張ってはもらえないのかな」っていうような話もあったりします。なので、張るための費用等につきましても一つ超えないといけないハードルではございますが、そのあとの管理につきまして、どのくらい自治会、集落の皆様が管理ができるかっていうところも今後研究をさせていただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

確認ですけれども、長与町では今それはやってないということなんですよ。長崎市がこういう形でやっているんで研究していきたいということだと思います。是非研究して、取り組めることであれば早急にしていただきたい。先程も言いますように、イノシシが住宅地に入ってきている目撃被害が増えているという状況で、先程の話を聞くと学校の校庭内にも入ってくるということで、本当に人に対する被害が及ぶ恐れがもう間近に迫っているんじゃないかなというふうに思うんですね。あまり悠長にできないところではないかなというふうに思います。いろいろと本当に大変な取り組みだと思うんですよ。相手は野生の動物ですし「探そうにもなかなか見つからない。特にイノシシは賢い動物で罠を仕掛けてもなかなか掛からない」という話もお聞きます。そういう意味では、目撃してから初めて対策を取るみたいな形がずっとされているという状況だというふうに思うんですね。できればこうやって防護柵だとか、ワイヤーメッシュ等々で対応する。あと緩衝帯ですみ分けて、入らない地域を作っていくと答弁されていました。これ本当にできれば有効な取り組みではないかなというふうに思うんですよ。ただ、全町的に緩衝帯をすぐできるかと言うと、先程も関係者と協議して取り組んでいきたいというふうな話でありましたので、場合によってはモデル地域を決めて、そこで一定の取り組みをする中で、成果が上がってくれば町内全域にも広げていく可能性も出てくるでしょうし、そういう取り組みができないものなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

今現在、令和2年度の緩衝帯、里山林事業と申しますが、平木場郷の洗切小学校通学路付近をさせていただいております。これが令和2年度、令和3年度の事業として行っている所でございます。その前が皆前地区、その前が高田ではなかったかと思っております。このように、自治会、自治会で要望がございましたら、動いているような状態もありますし、所管といたしましても住宅地の隣接した山というふうになっておりますので、そういう所を積極的に見つけて「ここを里山林で」って自治会長とかに協議をさせていただいてるところでございます。モデル地区という考えは現在のところございま

せんけれども、推進はしていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

研究し、取り組んでいきたいということなんで、そこを了としたいというふうに思う一方で、里山林事業も基本は地域が「やりますよ」って言わないと駄目な事業ですよ。例えば、イノシシ対策にしても「そういう環境にある」と言う所が出てくれば、「じゃあやりましょうか」ってなるかもしれませんが、やっぱり私は、町が率先して緩衝帯を造るだとか、関係者に協力を求めていくとかっていうところをやっていたきたい。地域が危険を感じて初めてやるんじゃないで、町がやっぱり危険を先に呼び掛けていく取り組みをしていただけないかなというふうに思っているんですよ。先程言いましたように目撃がありました。ここでイノシシを見たんで、そこからどうしましょうかっていうことになっている。目撃される前にイノシシが住宅地に入らないというふうな取り組みができないものか、もう一つお答えがあればお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

いろいろな御提案ありがとうございます。確かにイノシシの被害防止につきましては、全町的に取り組むということが有効的な対策であるというふうに考えておりますので、今、出ましたモデル地区であったり、地域を挙げての対策、ほかの市町でもやっている所もございますので、そういったことを総合的に見ながら、どういった対策が一番町民のためになるのか、今後、人的被害が無いとも言えませんので、どうやったら防いでいけるのか、そういったことも判断しながら、また他の市町の状況も勘案しながら、どういったものが良いか、今後も調査研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

是非、本当に人に対する被害が無い環境に取り組んでいただきたいというふうに思います。イノシシ対策については、以上で質問を終わりたいと思います。

私有地の災害復旧支援について伺います。昨日も同僚議員から災害対策の部分が質問されておりました。その中でもありましたように毎年、梅雨時期だとか、台風時期には豪雨になって、もう何も起きないことを本当に祈るばかりで、避難するしかないという状況だというふうに思います。8月12日、13日にかけて東高田地域でも土砂の崩落が起きて、災害復旧工事に当てはまらないか検討されているということで是非そういう形で、結構大きな崩落だったんで対象になるように町も努力していただきたい。いろんな条件があるんでしょうけども、是非、努力していただきたいと思います。この避難指

示が今回も豪雨の中で出ましたけども、町民の皆さんから「やっぱり家屋が心配」「なかなか避難ができない」という声もあって、十分気持ちも分かるんですよ。なかなか家を放って、あの豪雨の中で避難して自分の家がどうなってるんだろかとハラハラしながら避難所で居ないといけないというのが非常に心配だということも本当に分かるんです。それで昨日の一般質問でもありましたように、本町には635か所の土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定予定箇所があるということでした。急傾斜地崩壊対策事業ですけども現在どのような状況なのか、こうした危険箇所のうち、どれくらいが急傾斜地の対策事業で整備されているのか、そこが分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

現在、レッドゾーンに指定された箇所につきまして、対策がされている箇所は今のところございません。今後、急傾斜対策事業に則ってやっていく部分等々が出てくるかと思いますが、それによって箇所が減っていくものと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

急傾斜崩落対策事業がありますよね。崖の下の5世帯、あと崖の高さだとかいうところで、これは以前の一般質問でもありましたように地権者側の負担が5%ということで、その申請に応じてずっと取り組んでらっしゃると思うんですけども、今現在どのようなになっているのか、今の申請件数だとか、工事件数だとか、あれば教えていただければ。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

急傾斜の事業なんですけど、まず自然法面の勾配で30度以上のもの、高さが5メートル以上のもの。被災の恐れのある人家が5戸以上のものというふうに急傾斜崩壊対策事業は定められております。この中で昨年相談があったのが2件、今年度が2件あります。その4件のうち、1件は次の段階に進むということで相談から要望という格好で今進めております。その635か所全てが急傾斜崩壊対策事業に該当するのと言われると、条件がございますので、その条件に合うかどうかというのは1件、1件確認をしないとイケませんので、相談があった場合には現地を確認して、対象となるかどうか、県とも協議しながら判断している状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

やっぱり周辺の崖が崩れそうな場合には、何とかしたいというのが所有者だとか、近

隣に住んでいる方だと思うんですよ。こういう形で急傾斜地の対策事業を申請されて、今現在1件が進んでいるという状況です。先程言いましたように635か所が全てこの事業に当てはまるかという、いろんな条件で当てはまらない場合もあると言われてい。一般質問でありましたように民地に当てはまらない場所に対する復旧支援をする補助制度を調査して、一つは京都の亀岡市という所なんですけども、ここでは雨量の問題だとか、市長が一定の規模で認めた場合に対して、いわゆる急傾斜地とは当てはまらない場合があるんですけども、急傾斜地の勾配が30度を超えて、高さが2メートル以上で、そこに住む人であれば、この工事に対して上限額200万円で3分の1の補助をするとあるんですよ。いろいろ調べてみますと、長崎市にも同じような対策補助制度「長崎市宅地のがけ災害対策費補助金制度」というのがありまして、この内容が先程の亀岡市とはまた違って、ここも30度を超えて2メートルの崖を超えるものというのが条件にあるんですけども、対策補助金とはということではちょっと御説明しますと、冒頭で、がけの維持管理は所有者の責任で行うことが原則ですと謳っているんですが、市民の安全、安心な生活環境を確保するため、個人が所有する宅地等に崩落したがけの早期復旧、または崩壊を未然に防ぐ工事を行う際の費用を一部助成していますということで、これも上限額が200万円で、工事費の3分の1を助成するというふうにあるんですよ。これ長崎市にお聞きしますと、平成27年からこの制度を導入しているということで、令和2年については申請件数が57件あったそうです。先程説明したように未然に防ぐ工事、崩壊する前も補助対象になっているんですよ。こういう制度があれば先程の635か所の中で急傾斜地崩壊対策事業に当てはまらない、それでも自分の住宅地の付近の崖が心配だという方は、こうした制度があれば、本人の負担もありますけども、少しはそういう災害を未然に防ぐことが可能じゃないかなと思うんですよ。これ、本当に長崎市であるわけですから、こういう形で導入できないものなのか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

確かに議員御指摘のとおり、こういう制度があることで救われる、未然に防止されるものも確かにあるというふうに認識しております。本町としては今現在のところ、所有者が原則として維持管理をしていただくというのがございますので、これに関して制度を設けるといことまではいたしておりませんが、今後この制度に関しましても研究させていただいて、町としてできるのかどうかは考えていきたいと思ひます。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

冒頭の答弁でも研究していきたいというふうな話でありました。何度も言いますが、本当に毎年雨が降り出すと豪雨で避難をしてくださいという要請が出て、心配ながらも

自分の命を大切にすることで避難をします。ただ、自分ちの住宅地がどうだったんだろうかというふうな心配をしながらの避難だというふうに思うんですよ。こういう工事をするので完全に安心だというふうにもならないと思うんですよ。ただ、少しはがけが崩れないような対策を取ることによって安心する部分があるというふうに思うので、担当課では研究、検討というところだと思うんですけども、できれば町長に伺いたい。この豪雨被害というのはもう毎年のように起きて、特に今度、九州北部ではひどかったわけですよ。長与町でも一部の崩落があった。635か所の危険箇所があるということです。多くの方がそういう状況にあるんだなというふうに思うんですよ。今回、長崎市の例を挙げましたけども、長崎市の制度も申請して初めてそこで予算が執行されるわけで、予算を組んだからって全部が執行されるわけではないわけですよ。リフォーム助成制度で、地元業者に発注すれば補助をしますよという制度があったわけですよ。こういう制度も、例えばこの崩落箇所の整備を地元業者に発注することで補助もしますよというふうになると、地元経済にも貢献できる内容になると思うんですよ。人々の暮らしの安心も少しは和らげるということで、長崎市は、平成27年度のときには10件の予算組みだったらしいんですよ。令和2年から20件を対象に予算を組んで、総額が1,800万円ぐらいだったという話なんですよ。令和2年から未然に防止という形で件数も増えたんじゃないかということで、そういう予算組みをされてますんで、そういうことを考えると本当に危険箇所が多い長与町でも、こういう制度を考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思うんですよ。調査研究するというふうに言葉をいただきましたけども、これがもう調査研究でとどまると非常に残念かなと。もうお隣の長崎市でやられているわけですから、それは当然予算の問題もありますけども、是非、調査研究にとどまらず、こういうことを実施していこうという姿勢、お気持ちがないかどうか、御答弁いただければと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

議員御指摘のとおり10年に一度の豪雨、あるいは50年に一度の豪雨が毎年のように来ているというのが現状でございます。現在のところ急傾斜崩壊対策事業で先程議員からも御案内がありましたとおり、5%あるいは10%の補助、こちらの方をパーセントの方を何とか下げられないかということで今現在協議中でございます。先程御案内がありました長崎市は3分の1が補助ということでございますので、こちら辺のすみ分けも十分検討しながら何とか急傾斜崩壊対策事業、こちらの方で何とかできないかどうか、この辺も含めながら今後も検討していきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

急傾斜崩落対策事業は、先程も言いましたように条件があるわけですね。課長からも説明がありました。30度以上、5メートル以上のがけと5世帯、これを、現地を見て対象を広げることは可能だという話も聞きましたけども、どうしてもそこから外れる場合があるし、個人の一宅地の裏のがけとかは対象から外れるわけですね。長崎市の場合そこをカバーするような形ですので、先程言いますように地元業者に頼むと地元経済の活性化にも繋がるという意味では、私はできないものではないんじゃないかなと思います。やっぱりその崩落事業から外れた方がけ崩れも防止するという形の取り組みが私は必要だというふうに思いますので、お答えは同じようなことになるのかもしれませんが、是非そういう立場で調査検討にとどまらず、実施の方向を模索していただきたいということを要望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで河野龍二議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時10分まで休憩します。

（休憩 13時58分～14時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第2、議案第42号令和3年度長与町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第42号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第42号令和3年度長与町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第3、議案第43号令和3年度長与町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の

承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第43号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第43号令和3年度長与町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第44号令和3年度長与町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第44号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第44号令和3年度長与町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第45号押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6、議案第46号長与町開発行為に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第7、議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第47号は、委員会条例第2条に基づき総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第8、議案第48号令和3年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第49号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第50号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第51号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12、議案第52号令和3年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第13、議案第53号令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第14、議案第54号令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第54号に関しまして、私の所属しておりません総務厚生常任委員会所管分につきまして質問いたします。3つの項目についてお聞きしたいと思います。事項別明細書の72、73ページにあります歳出2款1項10目18節コミュニティ助成事業補助金190万円ですが、こちらは令和2年度当初予算の委員会審査の際に、所管をする地域安全課の方から高田地区コミュニティ推進会議において宝くじの助成金を使って印刷機を購入するもので、県に申請するものという説明がなされた分だと思っておりますが、この印刷機購入に当たって、当該コミュニティ推進会議がその購入先や購入金額をどうやって決定したのか、それが正当なものであったかというようなことについて、購入前もしくは購入後、何らかの確認をされたのかどうかをお伺いします。次に、事項別明細書90、91ページ、3款1項1目12節委託料の行旅死亡人処置費とありますが、行旅死亡人と言いますと身元不明の御遺体かと思うんですが、あまりない項目だと思っておりますので、今回の歳出はいつどういう経緯で、どういうことに掛かった経費なのか、詳細の説明をお願いいたします。同じページの3款1項1目18節補助金にフードバンク活動支援事業補助金がありますが、こちらは昨年10月の臨時会で承認された補正予算で300万円が計上されていた分だと思っておりますが、本町でもコロナで生活困窮された方は多くいたのではないかと推察するんですが、予算請求に対し半分に満たない歳出だったということに関して、どういう理由なのかを御説明願います。例えばこういった支出の場合、予算に対して行政が何らか購入や契約する場合には、入札等で値段が下がるということはあると思うんですが、これは恐らく補助した先の社会福祉協議会が実際には購入などを行う形のものだと思っておりますので、この金額の理由、こちらをまず3点お伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

私の方からコミュニティ助成事業補助金に関するお答えをいたします。こちら議員おっしゃるとおりの経緯で予算を計上しております。購入先につきましてはハリコー株式会社でございます。どうやっての決定ということでございますが、基本的には高田コミュニティと印刷機の販売業者との契約になりますので、その中での業者の決定という形にはなります。それから、この金額が確認されたかという話ですが、当然補助金等の申請の際に見積書では確認をしたところですが、金額についての妥当性というのは、正式な見積書が出ていますので当然妥当であるかというところでは捉えております。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

行旅死亡人処置費についてお答えいたします。昨年度、警察の方から電話がございまして身元不明の方が発見をされました。司法解剖等が終了したのち、行旅死亡人取扱法に基づき本町が火葬、埋葬の手続きを行いました。続きましてフードバンクですけども、予算300万円に対しまして、支出の方が少なかったということだと思いますけれども、寄付をある程度いただきましたので、食糧費につきましては想定をしたよりも使わずに済んだという状況でございます。実績の方を少々申し上げておきますと、延べの件数になりますけれども、世帯数で67世帯に対して支援を行いました。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今、お尋ねしたうちの行旅死亡人の以外の2点、もう一度お伺いしたいんですが、まず印刷機の購入ですね、これ、もし町が物品を購入する場合は、財務規程に基づいて入札などになるので一定の公平、公正性や適法性と言いましょか、そういったものが確保されると思うんですが、補助事業、これ採択、不採択を決めたのは最終的には県だということですが、その申請窓口は本町ですし、実際に一度このように歳入として入ってきて、補助金として町が支出しているものですから、やはりその使い道が適正、適法だったのかっていうのは、しっかり確認が必要だと思うんですね。先程の購入先というのはハリコーということで見積もりもあったということなんですが、当然、補助金申請の際に金額は必要ですので見積もりは要ると思うんですが、例えば、町が何か高額な物を購入すると同じように、何箇所かの購入先から見積もり等、入札のように比べて購入したものなのか、そういったものを確認しているのか、もしくはそういったものは確認しないものなのか、この補助金の支出に際してですね。これをもう一度伺いたいのと、これに関しては全くフードバンクについても同じで、金額が少なかった理由というのは分かったんですが、それでも112万円あまりを支出しておりますが、その補助先の社会福

社協議会が選定などに当たって購入先、価格等の購入条件が適正であったのか、何らか確認を行ったのかというのを伺います。というのは、フードバンクについては予算審査のときにそういったのは確認しているのかと伺いましたら、社会福祉協議会なので公正にやってくれるだろうというような、言わば性善説というか、そういったものだったかと思うんですね、御答弁が。なので、そういう確認等が何かあったのか、伺います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

これ一般コミュニティ助成事業というのを活用しているんですが、この仕組みとしては基本的に申請者が市町になっているんですね。助成金は市町からの交付で、長崎県が中に入って、最終的には自治総合センターが決定先です。こういったことで町が申請者になるっていう観点から、どうしても予算上補助で支出する、歳入歳出予算は絡めないといけないということで、まず御理解をいただきたいと。そういった中で、見積もりについては書類確認してまいりました。1社分ついておりました。ですので、その分は確認していますが、何社取られたというところについては確認できておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

フードバンクについてお答えいたします。購入先につきましては補助の実績報告がございますので、そちらで全て把握いたしております。確認の方もそちらをもって確認させていただいております。社会福祉協議会は、購入をする際に社会福祉協議会の会計の規則がございますので、そちらの方に則り、適切に運用されております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。ちょっと誤解のないように申し上げておきたいんですが、私は決してこのコミュニティの今回の印刷機の購入、及び社協のフードバンクでの食糧購入に何らか疑義があるということを上申しているのではなくて、この件に限らず補助金の在り方と言いますか、支出の在り方として、そういった最終的な公平性、適法性がやっぱり確保されるべきではないかという観点、その観点から質問させていただきました。最後に、これは総務課長でも、財政課長になるか分かりませんが、補助金ということで確認したいんですが、この補助金の支出に際しては、長与町補助金等交付規則に確実に則っているということよろしいのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

木須財政課長。

○財政課長（木須紀彦君）

本町から交付される補助金については補助金交付規則が軸となって、個別に規則がございませうけれどもベースとなる規則には当然準じて交付されているものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

27ページのごみ収集手数料の中に恐らくごみ袋の売払収入とかが含まれておると思うんですけども、これは例年委員会でお聞きをしておったわけですけども、今年は所属が違いますのでこの場で質問させていただきますけれども、売払収入と、あと歳出の方で恐らく4款2項2目ごみ処理費の中に、ごみ袋調達費と恐らく販売手数料とか、支出する分が含まれていると思うんですけども、それぞれごみ袋に特化して、入ってくるお金と支出に掛かるお金とその差額分について、答弁願いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

すいません、今手元に明確な数字を持っておりませんので、後程お答えさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

ごみ収集手数料の中に恐らく売払収入というのが、この中の幾らというのがあると思うんですよ。それと歳出の先程申し上げたこの部分に、需用費の消耗品かどっかになるのかなという気もしているんですけども。お聞きをしたいのは、私どもごみ袋を買ってごみを捨てるんですけども、その差額がごみ処理費に多額の額がいつているというふうに思っておるんですけども、実際、調達費用と売り払って収入にする費用の差額がどれぐらいあるのかちょっと知りたかったものですから、分からないですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩中に引き続き、会議を再開します。

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

ごみ収集手数料の4,300万円のうち、おおよそ4,290万円が歳入で入っております。で、ごみ袋を作る経費で約2,650万円の費用が掛かっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、委員会条例第2条に基づき総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第15、議案第55号令和2年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第16、議案第56号令和2年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第17、議案第57号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第18、議案第58号令和2年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第19、議案第59号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第20、議案第60号令和2年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第21、議案第61号令和2年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第22、議案第62号町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は産業文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま各常任委員会に付託しました議案第45号から議案第62号までの18件は、会議規則第46条第1項の規定によって9月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号から議案第62号までの18件は、9月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

各常任委員長は、審査の結果を9月21日までに議長に報告願います。

日程第23、議案第63号長与町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第63号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第63号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第63号長与町教育委員会委員の任命についてを採決します。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第24、議案第64号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第64号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、議案第64号人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり適任とされました。

日程第25、請願1号我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願を議題とします。

ただいま議題としています請願について、委員長の報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○12番(河野龍二議員)

令和3年第2回定例会本会議におきまして付託を受けました請願1号我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願の審査報告をいたします。審査日として令和3年6月7日、委員全員出席の下、説明員として金子恵紹介議員、山川洋一参考人を招き、審査を行いました。請願趣旨は、長崎県は国境に面した離島を有し隣国と接しており、漁業者の水産活動、経済活動が中国船などの妨害で十分な漁業活動ができない状況がある。日本の漁業者が抑制されることなく安全で安心な漁業活動ができることは、水産県である長崎県の経済的発展と、ひいては長与町の経済発展にも繋がると考える。中国船等の漁業妨害に対し取り締まりの強化や中国との交渉等も含め、国の責任において安全な漁業活動の実現を求める意見書の提出を求めると、請願趣旨では説明をされました。主な質疑としては、質疑、外交問題に対する意見書提出は地方議会では難しいとある文献もあるが、今回の提出をどう考えているかに対し、答弁では、請願趣旨は外交問題でなく長崎県の漁業権を守って欲しいということが願意である。質疑、領海侵犯は中国だけではないと思う。なぜ中国だけなのかに対し、答弁では、中国の侵犯が非常に多いので事前に取り締まりや交渉していただきたいと思っている。質疑、意見書案の法整備や適切な措置とは具体的にどのようなことかに対し、答弁では、日本の取締船が非常に少ないので十分な体制を整えて欲しいと思う。質疑、漁獲量の減少は領海侵犯だけの問題ではないと思う。環境問題も影響していると思う。

今回の請願趣旨で環境問題に触れてないのはなぜかに対し、資源の問題、温暖化の問題も漁獲量に影響しているとは理解している、しかし中国の違法操業も資源を枯渇させていると思っている。以上のような質疑が行われ、委員より継続審査の提案があり、賛成多数で閉会中の継続審査と決しました。

引き続き、8月30日、委員全員出席の下、審査を行い、休憩の中で意見を求めながら慎重に審査した採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願1号の討論を行います。

まず、賛成討論はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

賛成討論。我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願について、賛成の立場で討論いたします。本請願においては、本県水産業の現状と、とりわけ尖閣諸島周辺における中国の行動、並びに日本海の排他的経済水域に当たる大和堆における中国漁船の違法操業による我が国の漁業活動を脅かす現状が示され、その改善を求めるべく国に対し、本町議会より意見書を提出されるよう意見書案を添えて請願がなされたものと理解しております。本町における直接的な漁業被害は想定できないとしても、国、長崎県における水産業の維持、発展を阻害する要因となり、今後、本町住民の食生活にも影響を与えかねない案件であり、一刻も早い改善を求めるとする本請願については賛成といたします。なお、本請願と同趣旨の請願が長崎県議会においても採択されていると聞いておりますが、市町村においては、本町議会に提出された請願が全国的な先駆けとも聞いております。今後多くの市町村議会において同様の取り組みが拡大することを期待し、賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私は、請願1号につきまして反対の立場から討論いたします。請願の趣旨にあります、日本の漁業者の操業の安心、安全及び漁獲量の確保は、国民の経済活動と食糧供給の安定を守るという点において、全ての国民に関係する重大な問題であるということは理解いたします。しかしながら本請願の内容につきましては、大村湾漁協に確認いたしましたところ、本町には国境海域及び大和堆周辺海域で操業する漁業者はいないということでありましたし、県内の国境海域及び遠洋漁業者を抱える長崎県の県議会において、同趣旨の請願が昨年12月に既に採択され、意見書も国に提出されているということも踏

まえますと、本町議会として可決、提出する必然性は低いものと考えます。本請願の前提において言及されております尖閣諸島周辺での中国漁業者の近年の行動については、2000年発行の日中漁業協定において、当該海域は自国の船しか取り締まれない暫定措置水域ということに両国が合意しており、当該海域については中国側の行動の改善を求めるとしますと、抗議や警備の強化ではなく、必要に応じての協定の見直しなどによるべきであると考えます。国においては平成28年12月に海上保安体制強化に関する方針が関係閣僚会議で決定されており、その後も毎年12月に関係閣僚会議が開催され、令和2年12月の当該会議の議事録によりますと、尖閣諸島周辺海域への中国公船の確認日数や領海侵入時間が令和2年に過去最多となったことや、大和堆周辺海域における外国漁船の違法操業が問題であるということは、政府も十分に認識しているようです。実際に、現在も領海への侵入に関しては、中国漁船を拿捕するなどの対応が取られているようです。同関係閣僚会議において菅総理大臣が「国民の安全、安心を守り海洋の安全秩序を次世代に繋ぐため、海上保安庁をはじめとする関係省庁が力を結集し、海洋の安全保障の確保に全力を尽くすように」という旨の発言をしておりますし、海上保安庁が同方針に基づき、大型巡視船や大型練習船、ヘリコプターの追加配備を決定していることも考えますと、本請願が求める領海排他的経済水域での漁業活動の安全確保についての適切な措置というものは既に実行されており、今後も拡充されるものと考えます。中国の海警法につきましても、菅総理大臣が今年2月に「日本の強い懸念を中国にしっかり伝える」と明言しております。このようなことから、本請願で求められている内容は、必要十分な範囲で、既に国が取り組んでいるものと判断いたします。以上のことから、本請願は不採択が妥当であると考えます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありますか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

私は請願1号に賛成の立場から討論を行います。請願を審査した6月議会の委員会の議事録を先日拝読をいたしました。提出した団体の参考人は、漁民の方の安全を守る方策を取っていただきたいこと。そして長崎県全体が潤わないと長与町の経済的な豊かさも保障ができないことを請願の趣旨として述べておられました。こうした案件は自治体の請願になじまないという意見もありますが、数十年前と違い、ほぼ全ての問題で今グローバル化が進んでいる現在において、海外の動きと地域住民や自治体の公益とを完全に区分けすることは不可能な時代です。両方に兼ね合いがあり、また自治体の公益に関係するケースでは、当該自治体議会で議論されてしかるべきであります。熊本県の八代市議会の公式ホームページの請願説明のページでは、外交問題であっても当該団体の公益に関する事件に該当する場合は、地方議会で議論することができると明記されております。そのとおりだと思います。大村湾で漁業している方は概ね大村湾漁協に加盟して

おり、外洋に出ていくことはないかもしれません。しかし、私が居住している長与ニュータウンには長崎魚市に勤務していらっしゃる方もいらっしゃいますし、製氷や船舶部品、漁業運輸、漁業水産関連産業に従事している町民も少なからず存在をしております。九州、沖縄などの近海で無秩序な乱獲が進みますと、黒潮や対馬海流に乗って北上してくる魚類の数にも影響が出ますし、水産業の衰退、縮小が懸念されます。漁業資源を守り、漁業関連に従事する長与町民の生活と経済を守るため、議会から国に対して漁業権を守る意義をより強く発信することは、公益にかない必要なことだと考えます。さて中国は海警法を施行し、中国周辺の広い海域を我が国の管轄海域と一方的に規定をし、海警局の公船に強制措置を取る権限まで認めております。この海警法について日本政府は、「同法が国際法に違反する形で運用されることはあってはならない」とやんわりと述べただけでありました。また、中国の王毅外相が尖閣周辺での中国の公船の活動について、「日本側に問題があったからやむを得ず中国として対応している」と、日本側に責任を転嫁する大変不当な発言をしたときにも、横にいた日本の外務大臣は何ら反論もしない、批判もしない、こうした態度に終始をしております。これでは水産関連に従事する町民、国民の不安は拭えません。今、世論の力で、中国は国連憲章と国際法を遵守するように強く迫り、中国のこうした不当な態度を変更させるためにも、地方住民も、また国際社会も、ともに力を尽くすことこそ、本町の町民も求めていると考えます。以上の理由から、本請願の採択に賛成をいたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論ありませんか。

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私は本請願に反対の立場で討論をいたします。まずもって請願は原則として、本町の住民の緊急たる利益と安心、安全な環境づくりに資する内容であるべきと考えます。当請願の内容につきましては日本国民として一部理解できますが、本県のEEZに関する漁業権の問題は本町には直接関連性がなく、外交問題として日本国政府が対応をしています。国の事務は国会、都道府県は都道府県議会、市町村の事務は市町村議会が担当します。公益に関する事件とは幅広い概念と言われていますが、それも国、都道府県、市町村の事務分担を前提としたものです。何でも対象にすることができるのであれば、国、都道府県議会、市町村議会を別々に設置する必要はありません。また直接EEZに接続する地方自治体からもこのような請願は提出をされていません。まずは直接EEZに関連する自治体が真に要望しているのか。直接関連する自治体ですら要望していない意見書を本町が出すべきなのか。そういった他町の状況についても十分に配慮をする必要があると感じます。我々議会人が議会活動の座右の書としています議員必携にも、特に、町村の権限外である外交問題に関する意見書を提出されたいという請願を採択することは、一般的に好ましくないと記載をされています。また、議会運営の実際などの

文献においても、原則として不採択と示されています。ここで領土問題及びEEZにつきましては3か所の外交問題があります。少し参考までに、ちょっと時間をいただきましてお話をさせていただきたいと思います。簡単に説明いたしますと、北方領土問題につきましては、1905年ポーツマス条約により北緯50度以南の南樺太を割譲されたものを、日本がポツダム宣言を受託し降伏の意思を明確に表明したあと、1945年8月28日から9月5日にかけてロシアより不法に占領されたものであります。また、竹島におきましては、1951年サンフランシスコ平和条約に日本領土と明記をされています。しかし、1952年アメリカ主導によって発足した李承晩大統領が、国際法を無視し、勝手に日本海に李承晩ラインを設定し、韓国側に取り込んだことは御承知のとおりであります。尖閣列島問題では、1885年尖閣諸島を現地調査し、どの国にも支配が及んでないことを確認して沖縄県の所属とされ、1951年サンフランシスコ条約署名でアメリカの施政権に置かれたものの、日本の領土として残っています。また、1920年に中国漁船が尖閣諸島において遭難をした際、当時、尖閣諸島内であつおぶし漁及び羽毛生産をしていました日本漁民に救助されたという事件がありましたが、これに対して中国領事館は当時の日本帝国沖縄八重山郡石垣村長に対し、正式に感謝状を送っているところでもあります。にもかかわらず日本領土の鳥島を、中国側は岩と主張し侵入を繰り返している状態ではありますが、いずれも日本国の領土であることは間違いありません。議員が代表を務める団体も、日本全国で街宣活動をされていることは聞き及んでいます。先程も申し上げましたように、EEZの問題は外交問題として政府が対応しておりますので、本町の住民や行財政に直接大きな影響を与えるものではありません。また、長崎県水産資料におきましても、漁獲高の減少は3つの項目が記載されており、後継者不足及び海流環境の変化と記されています。現状、長崎県においてはEEZ内の操業は南島原市に所属する2艘のみ。しかも当海峡での操業はほとんど行っていないこと。また、富山県大和堆におきましても長崎県の船は操業していないということから、長崎県の経済に対しても特段大きな影響を与えるものではないと考えられます。また、委員会審査における請願人との質疑におきましても、実際の現地の視察、調査などを行った事実はなく、新聞、テレビ等、一般報道からの報道のみによって提出された請願と推量されます。紹介議員の所属する任意団体の活動の一部と考えます。よって本請願は地方議会で採択されるべきではないと判断いたしますので、反対の討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論ありませんか。

金子議員。

○9番（金子恵議員）

我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出について、採択に賛成の立場で討論いたします。近年、東シナ海においては、歴史的にも国際法上も明らかに我が国固有の領土である尖閣諸島の周辺海域において、ほぼ毎日、中国海警

局に所属する船舶の行動が認識されているほか、領海に侵入し日本漁船に接近しようとする事案も繰り返し発生するなど、国際法が守られていないのが現状です。本年2月1日領海警備に関する武器使用を拡大する法律、海警法が施行され、これにより中国が主張する領海からの退避勧告に従わない船に対し、即時武器攻撃が可能となり、日本漁船の安全確保に大きな脅威となる可能性があります。また、この海洋権益を強化するため9月1日、改正海上交通安全法を施行するなど、今後自国領土と定める尖閣諸島周辺での漁船への影響など緊張が高まる恐れもあり、国の警戒が必要と思われる事態になっています。スプラトリー諸島やパラセル諸島で領有権を主張し、スカボロー礁においては実効支配するなど、今止めておかなければ尖閣周辺にとどまらず、五島列島沖、壱岐対馬沖そして大和堆へと広がる可能性は十分に考えられ、今こそ、これまで以上の国の毅然とした対応を望むものであります。本請願は、本町には関係が無いことのように捉えられます。実際、尖閣諸島周辺まで行く長崎県の船舶はいませんが、漁業関係の会社に勤務される人、製氷会社や鮮魚小売店、仲卸業、かまぼこ、乾物などの加工業者もおられます。また、ベッドタウンであることから他市町に勤務する住民の方にも漁業関係の方がおられることから、この問題が今後大きく影響してくることは想像できます。漁獲高の減少も考慮しなければなりません。その原因としては、漁業の操業水域の変化（漁業との競合）、輸入水産物の増加が挙げられます。また、中国との共有の操業水域の変化によって減少しており、しかもその操業水域が西九州近海に近づいていることが懸念されています。これは海警局が乗り出してくることが予想されるからです。また本町の現状として、漁獲高の減少で小売店が売る魚が無い状況であること。また仲卸業がこれにより存続が厳しくなり廃業するなど、机上では見えない影響が現実あることは明確です。違法操業を繰り返さないよう、そして漁業者が安全に操業できるようにするためにも国に働きかけ、必要な措置を講じるよう意見書として提出することは、様々なことが懸念されることから重要であり、そして、このことが本町の経済発展にも繋がると考えています。今回請願内容に対し、外交問題であるなど調査研究が必要であるとのことから継続審査となりました。本町の公益に該当しないとの意見や、取り下げた方がよいなどの意見もありましたが、請願権は憲法16条に国民の権利として保障されており、日本国憲法に明記されている以上、これを制約するものはないと考えています。また町村議会会議規則では提出方法や審査方法、議員必携には国、地方公共団体の事務に関する全ての事項が含まれると記載されています。そのほか、様々な文献や議会運営の基準などが記されたものは多くありますが、著者によってその見解が違っているため、議会がどれを基準にするかで違いが出ますし、公的な定めはありません。また公益はそれぞれの考え方が違うため、それぞれの判断において採決すべきものであり、またその一方で、住民が捉える公益に対し広く考えを持つことも必要と思います。よって、本請願は住民が捉える公益の範囲と私が議員として判断する公益の範囲が一致し、今後、国に意見書を提出することが重要、かつ望まれることから、請願の採択に賛成といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第25、請願第1号我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願を採決します。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長の報告は不採択です。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

起立7名。起立採決の結果、可否同数です。

地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して裁決します。

請願第1号我が国の領海・排他的水域での安全な漁業活動の実現を求める意見書提出についての請願については、議長は不採択と裁決します。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、9月22日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会 15時20分）